

川崎市と川崎ブレイブサンダースが実施する持続可能な開発目標（SDG s）の推進に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と株式会社D e N A川崎ブレイブサンダース（以下「乙」という。）は、相互に協力することにより、バスケットボールを通じて市民の健康づくりや働きがいの機会創出等に取り組むことで、持続可能な開発目標（SDG s 「以下、SDG s」という。）の推進に資することを目的に、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 甲及び乙は、協定の目的を達成するため、次の事項について連携、協力して取り組むものとする。

- （1）バスケットボールを通じた市民の健康づくりに関すること。
- （2）ホームゲームを通じた働きがいの機会の提供に関すること。
- （3）SDG s の啓発イベントの実施に関すること。
- （4）その他、本協定の目標達成のために必要な事項に関すること。

2 前項各号の詳細及び具体的事項等については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（役割）

第2条 前条の事項を実施するにあたり、甲、乙の役割は次のとおりとする。

- （1）乙は、前条に定める事項について、甲の協力・支援を得て実施する。
- （2）甲は、前条に定める事項について、乙に協力・支援する。
- （3）前条に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙が解約の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（解約）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出た場合は、解約予定日の1か月前までに書面により通知し、甲、乙が協議の上、この協定の解約ができるものとする。

なお、解約後、甲、乙はこの協定に伴う一切の債権債務を負わないものとする。

(協定の変更)

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲、乙が協議の上、変更を行うものとし、その内容は別途書面により定めるものとする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月14日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地

川 崎 市 長 福 田 紀 彦



乙 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア東館4階

株式会社DeNA川崎ブレイブサンダース

代表取締役社長 元 沢 伸 夫

